No.312 2023/6/15

# 1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

## 広告宣伝用資産の提供

**Q** メーカーが代理店に対して広告宣伝用の物品を無償又は安価で提供する場合、用途や金額など内容によって税務上の取扱いが異なるそうですが、メーカー側と代理店側でどのように取り扱えばいいのでしょうか？

## 解説

メーカー等が、自社商品に関する代理店契約等に基づいて、代理店等に広告宣伝用の資材を提供する場合、その用途や支出の効果が及ぶ期間、価額等により取り扱いが異なります。

### 1． その用途が専ら広告宣伝用である場合

| 支出の効果 | メーカーの処理 | 代理店の処理 |
|---|---|---|
| 1 年未満 | 全額損金算入 | 経済的利益なし |
| 1 年以上 | 支出額 20 万円未満：全額損金算入 | |
| | 支出額 20 万円以上：繰延資産 | |

### 2． その用途が専らではないが広告宣伝用である場合

| 支出の効果 | メーカーの処理 | 代理店の処理 |
|---|---|---|
| 1 年未満 | 全額損金算入 | 経済的利益 30 万円以下：処理なし |
| | | 経済的利益 30 万円超：受贈益計上 |
| 1 年以上 | 支出額 20 万円未満：全額損金算入 | 処理なし |
| | 支出額 20 万円未満：繰延資産 | |
| | | 経済的利益 30 万円超：受贈益計上 |

### 3． 経済的利益の額

上記の表の経済的利益の額は下記の算式により計算します。

経済的利益＝メーカーの取得価格×2/3 － 代理店が支出した金額

例）300 万円の車両を代理店が 80 万円で取得した場合

経済的利益の額＝300 万円×2/3-80 万円＝120 万円となり、仕訳は下記となります。

車両運搬具　200 万円　/　現預金　80 万円
受贈益　120 万円

## 要するに…

無償又は安価で資産の提供を受けた場合は、その資産の用途が広告宣伝用である場合、用途や支出の期間、金額などに応じて様々な取り扱いがあります。また、提供したメーカーが繰延資産として計上した場合は、法定耐用年数の 70%（最大５年）で償却します。